

**五色塚古墳・夜間特別開園に伴う園内ライトアップ業務
公募型プロポーザル実施要領**

1. 案件名称

五色塚古墳・夜間特別開園に伴う園内ライトアップ業務

2. 業務内容に関する事項

(1) 業務目的

別紙「五色塚古墳・夜間特別開園に伴う園内ライトアップ業務委託 仕様書」のとおり

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 契約上限額

金 2,000,000 円（消費税及び地方消費税額を含む）

(4) 契約期間

契約締結日（2026 年 9 月末ごろ）から 2026 年 12 月 11 日（金曜）まで

(5) 履行場所

五色塚古墳（神戸市垂水区五色山 4）

(6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

3. 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容及び実施する企画の内容は、事業者選定後、本市と協議の上決定する。なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約を締結しないことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受託者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

(4) 契約保証金に関する事項 契約保証金の額は、神戸市契約規則第 24 条第 1 項の規定により契約金額の 100 分の 3 以上の額とします。ただし、神戸市債又は国債の提供をもって契約保証金に代えることができる。また、履行保証保険契約の締結を行った場合、その他、規則第 25 条の規定に該当する場合は、契約保証金の納付は免除する。

(5) その他

契約締結後、当初契約の履行期間中に受託者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4. 応募資格

次に掲げる要件を全て満たすこと。

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。

(2) 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる団体ではないこと。

(3) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされているものを除く。）でないこと。

(4) 国税及び地方税を滞納している団体または代表者がこれらの税金を滞納している団体ではないこと。

- (5) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (7) 参加申請締め切り期限までに所定の様式(様式第1号)にて参加申請書を提出していること。
- (8) 共同企業体による応募も可能だが、その場合は代表者及び構成員が上記(1)から(6)を全て満たすこと。また、神戸市との連絡調整は代表者が行い、委託契約に係る事務処理についても代表者の名義で行うこと。なお、共同企業体による応募の場合、7. 選定に関する事項(1) 評価基準の評価項目のオ「地域制」に関する配点は、地元企業の割合に応じて評価する。

5. スケジュール

- | | |
|------------------|---------------------|
| (1) 公募開始 | 2026年7月24日(金曜) |
| (2) 質問期限 | 2026年8月6日(木曜) 17時まで |
| (3) 参加申請締め切り | 2026年8月6日(木曜) 17時まで |
| (4) 質問に対する回答 | 2026年8月14日(金曜) まで |
| (5) 参加資格確認書類の提出 | 2026年8月14日(金曜) まで |
| (6) 参加資格決定通知 | 2026年8月20日(木曜) まで |
| (7) 企画提案書等の提出期限 | 2026年9月9日(水曜) 17時まで |
| (8) 委託候補者の決定 | 2026年9月25日(金曜) |
| (9) 委託契約の締結・事業開始 | 2026年9月28日(月曜) 以降 |

6. 参加申請の手続き

(1) 参加申請手続き

- ア 受付期間 2026年7月24日(金曜) から 2026年8月6日(木曜) 17時まで
- イ 提出書類 参加申請書(様式第1号)
- ウ 提出方法 電子メールにより「9. 提出・問い合わせ先」へ提出。件名は「五色塚古墳園内ライトアップ業務(参加申請)」とすること。提出の際、必ず担当者まで電話により受信の確認を行うものとする。

(2) 現地見学

提案にあたり、現地見学が必要な場合は下記の日程において現地見学を受け付ける。

具体的な日時については「9. 提出・問い合わせ先」の担当者へ電話連絡の上、調整を行うものとする。

(3) 質問の受付

- ア 受付期間 2026年7月24日(金曜) から 2026年8月6日(木曜) 17時まで
- イ 提出書類 質問書(様式第2号)
- ウ 提出方法 電子メールにより「9. 提出・問い合わせ先」へ提出。件名は「五色塚古墳園内ライトアップ業務(質問)」とすること。提出の際、必ず担当者まで電話により受信の確認を行うものとする。
- エ 回答方法 全参加者に対して、2026年8月14日(金曜) までに電子メールにより回答する。なお、質問者の氏名は公表しない。

(4) 参加資格確認書類の提出

- ア 受付期間 2026年7月24日(金曜) から 2026年8月14日(金曜) 17時まで
- イ 提出方法 電子メールにより「9. 提出・問い合わせ先」へ提出。件名は「五色塚古墳園内ライトアップ業務(参加申請)」とすること。提出の際、必ず担当者まで電話により受信の確認を行うものとする。

<全企業・団体>

(ア) 会社または団体概要

(イ) 参加資格確認書(様式第3号)

＜令和８年度神戸市入札参加資格（工事請負または物品等）がない企業・団体＞
上記書類に加え、以下も提出すること。

（ウ）法人登記簿謄本（提出日から起算して３か月以内に発行された正本）

（エ）法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税の各種納税証明書（直近１年分、
写しでも可）

※滞納がないことを納税証明により証明すること。

※郵送または持参により提出すること。

ウ 参加資格決定通知 2026 年 8 月 20 日（木曜）までに電子メールで通知する。

（５）企画提案書等の提出

ア 受付期間 2026 年 8 月 14 日（金曜）から 2026 年 9 月 9 日（水曜）17 時まで

イ 提出方法 電子メールまたはＣＤ－Ｒ等の電子媒体により「９．提出・問い合わせ先」
へ提出。件名は「五色塚古墳園内ライトアップ業務（企画提案）」とすること。
提出の際、必ず担当者まで電話により受信の確認を行うものとする。

ウ 提出書類

（ア）企画提案書

a. 様式自由、Ａ４サイズで印刷可能なもの。

b. 概ね 20 ページ以内に収め、必ずページ番号を付記すること。

c. 企画提案書の必須記載項目は、以下のとおりとする。

（a）本業務に対する考え方、実施方針

（b）本業務の実施方法・内容

（ライトアップの手法やイメージ、史跡内のキャンドルの配置等）

（c）本業務の広報に関する計画

（d）本業務の実施スケジュール

（e）本業務実施にかかる人員体制（配置人数、分担等）、本市との打合せ回数等

（f）類似業務実績

（イ）事業費見積書

7. 選定に関する事項

(1) 評価基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

評価項目			点数
ア	業務目的および業務内容の理解度	・業務目的や内容を十分に理解した企画内容になっているか。	10点
イ	イベント企画内容	・古人の墓である「古墳」のイメージや周辺が住宅地であることを踏まえた企画内容となっているか。 ・五色塚古墳の形状や立地等を活かした効果的な演出により、来園者に古墳の新たな魅力が伝わる企画内容となっているか。 ・2026年4月に開館したガイダンス施設「五色塚古墳館」を活かした企画内容となっているか。 ・来園者等の安全確保に十分に配慮されているか。	50点
ウ	実現可能性の高さ	・業務スケジュールを明確にし、効率的に設営・撤収を実施でき、安全に運営できる計画的で実現可能性の高い企画となっているか。	10点
エ	実施体制の確保	・本業務を遂行するにあたり、十分な実績を有しているか。 ・管理責任者を明確にし、その上で担当スタッフを適切に配置する企画内容となっているか。	10点
オ	地域性	・提案者は神戸市に本店、支店等を設けているか（本店10点、支店等5点）	10点
カ	見積金額	・（全応募者のうち最も低い見積価格/当該応募者の見積価格）×10点（小数点以下は切捨て）	10点
合計			100点

(2) 選定方法

ア 本企画提案の審査については、五色塚古墳・夜間特別開園に伴う園内ライトアップ業務委託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行い、その意見を受けて選定する。

イ 選定委員は、評価基準に沿って企画提案書の審査を行う。

ウ 紙面による選定

（ア）内容 企画提案書に基づき、選定委員が審査を行う。

（イ）注意事項

- ・審査の結果、評価点が最も高い企業・団体が複数いる場合には、7（1）評価基準イ「イベント企画内容」の得点が高い方とする。当該得点の比較の結果、複数社が同点数の場合には、選定委員会において合議のうえ決定するものとする。
- ・委託候補者が辞退又はこの公募型プロポーザル実施要領の規定に違反した事等を理由に協議が不調のときは、選定委員会で順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。
- ・委託候補者とは契約締結協議を行うこととし、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内で内容の変更の協議を可能とする。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること

イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと

ウ 企業・団体選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること

エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。本市ホームページには、選定した企業・団体名と選定委員の平均点、他の応募者の選定委員の平均点を掲示する。

8. その他

提案に要する費用、条件等は以下のとおり。

- ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- イ 採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ウ すべての企画提案書は返却しない。
- エ 提出された企画提案書類は、審査・選定の用途以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- カ 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- キ 本委託業務に関する著作権は、本市に帰属する。
- ク 評価方法や評価結果に関する不服申し立て等、選定に関する問い合わせについては、一切受け付けない。
- ケ 委託契約の締結について、本市所定の「委託契約約款」に基づくものとする。
- コ 参加申請後にプロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに、「参加辞退届（様式は任意）」により「9. 提出・問い合わせ先」に届け出ること。

9. 提出・問い合わせ先

〒655-8570 神戸市垂水区日向1丁目5-1（垂水区役所3階31番窓口）

垂水区総務部地域協働課 事業推進担当 佐野・幡地

TEL：078-708-5151（内211）

Email：tarumiku@city.kobe.lg.jp

※電話及び提出書類の持参は、平日9時00分～17時00分とします。